

様々なニーズにきめ細やかな対応をするには、医療機関数や患者数が多い都では、緩和ケアにおける支援センターが都内1か所だけでは不十分である。
また、医療資源や関係機関の協力体制等は、地域によって異なるため、地域の実情に応じた対応が必要となる。

そのため、各2次医療圏に「緩和ケア連携推進会議（仮）」を設置するとともに、「在宅緩和ケア支援センター」を以下のように見直し、都内の緩和ケアの支援体制の充実を図る。

現 行

在宅緩和ケア支援センター

目 的

地域において在宅療養を行っている、主として悪性腫瘍の患者（以下「在宅療養患者」という。）や医療機関等に対する相談・支援、在宅緩和ケア等の普及啓発を行う拠点として、在宅緩和ケア支援センターを設置し、在宅療養患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における在宅療養患者等の支援を推進する。

実施規模

都内1か所

事業内容

- ①在宅緩和ケアに関する情報収集・情報提供
 - *相談対応や支援を行うための緩和ケアに関する情報収集
 - *ホームページによる情報提供
- ②在宅療養患者・家族からの相談対応及び医療従事者等への専門的助言
 - *緩和ケアに精通した看護師等を配置・電話相談対応
 - *医療従事者等からの相談に対し医師や看護師から専門的助言
- ③在宅療養患者・家族等への在宅緩和ケアに関する普及啓発
 - *患者・家族、一般都民を対象とした在宅緩和ケアに関する講演会の実施
- ④医療従事者等への在宅緩和ケアに関する研修の実施

見 直 し（案）

緩和ケア支援センター（仮）

名 称

在宅に限らず、緩和ケア全般の支援を充実させるため、「緩和ケア支援センター（仮）」とする。

実施規模

都内1か所

事業内容

- 緩和ケアセンターをコアセンターとし、
- ①各緩和ケア連携推進会議の取組状況等を共有する情報交換会・連絡会の設置・運営
 - ②緩和ケア全般に関する都民への普及啓発
 - ③緩和ケア全般に関するHP等による情報提供 等
- ※様々なニーズにきめ細やかな対応をするために、緩和ケアに関する研修、相談支援については、各2次医療圏に設置する「緩和ケア連携推進会議（仮）」で実施する。

イメージ図

